

定期報告について(お知らせ)

◆ 報告時期

○建築物は3年に1度

○建築設備等は1年に1度

- ・ 建築設備 (換気設備・排煙設備・非常用の照明装置)
- ・ 防火設備 (随時閉鎖式の防火戸)
(防火扉(随時閉鎖式)、防火シャッター、耐火クロススクリーン、ドレンチャーその他の水幕を形成する設備)
- ・ 昇降機 (エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機(出し入れ口が床上50cm未満の高さにあるもの)等)
- ・ 遊戯施設

※検査済証の交付を受けた直後の時期(建築物:3年間、建築設備・防火設備:1年間)の報告は免除されます。

【令和6年度の提出が新設免除になるもの】

〈建築物〉令和3年4月1日以降に検査済証の交付を受けたもの

〈建築設備・防火設備〉令和5年4月1日以降に検査済証の交付を受けた建築物に付属するもの

なお、建築物の増築・改築等により、上記提出免除の時期に検査済証の交付を受けた場合、検査済証の交付を受けた部分のみについて提出が免除となります。

◆ 定期報告対象となる要件及び年度別対象一覧表

※表中の「A」は当該用途の床面積、「JA」は整理番号における用途記号。

記号	用途・規模(いずれかに該当するもの)	特定行政庁	記号	用途	令和6年度			令和7年度			令和8年度			令和9年度					
					建築	設備	防火	建築	設備	防火	建築	設備	防火	建築	設備	防火			
A	劇場・映画館・演芸場・観覧場・公会堂・集会場 ・地階又は3階以上の階のA>1000㎡<※> ・客席部分のA≥200㎡(Aが避難階のみにあるものは除く) ・主階が1階にないもの(劇場・映画館・演芸場)<※> ・A>3000㎡(劇場・映画館・演芸場・観覧場)	福岡県	A	劇場、映画館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			B	ホテル、旅館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			C	病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			D	百貨店、マーケット	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
B	ホテル、旅館 ・地階又は3階以上の階のA>1000㎡<※> ・2階のA≥300㎡ ・地階又は3階以上の階にAを含み、かつA>300㎡	福岡県	E	共同住宅				○											
			F	飲食店等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			G	有床診療所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			J	有床診療所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			K	有床診療所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			L	就寝用福祉施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			M	就寝用福祉施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			N	体育館、博物館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			C	病院(規模の要件は有床診療所と同じ) 有床診療所 ・地階又は3階以上の階に当該用途があるもの<※> ・2階のA≥300㎡ ・階数が3以上 かつ A>300㎡ 上記規模以外で、当該用途の床面積が2000㎡を超える建物は防火設備のみ対象	福岡県	A	劇場、映画館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
						B	ホテル、旅館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
C	病院	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
D	百貨店、マーケット	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
E	共同住宅							○											
F	飲食店等	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
G	有床診療所	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
J	有床診療所	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
K	有床診療所	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
L	就寝用福祉施設	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
D	百貨店・マーケット・その他物品販売を営む店舗・展示場等 ・地階又は3階以上の階のA>1000㎡<※> ・2階のA≥500㎡ ・A≥3000㎡(Aが避難階のみにあるものは除く) ・地階又は3階以上の階にAを含み、かつ A>1000㎡ (展示場除く)	北九州市	A	劇場、映画館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			B	ホテル、旅館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			C	病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			D	百貨店、マーケット	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			E	共同住宅				○											
			F	飲食店等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			G	有床診療所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			J	有床診療所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			K	有床診療所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			L	就寝用福祉施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
E・F・G	共同住宅 ・5階以上に当該用途 (福岡市のみ5階以上のいずれかの階のA>1000㎡)<※>	福岡県	A	劇場、映画館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			B	ホテル、旅館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			C	病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			D	百貨店、マーケット	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			E	共同住宅				○											
			F	飲食店等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			G	有床診療所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			J	有床診療所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			K	有床診療所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			L	就寝用福祉施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
H	地下街 ・居室の床面積の合計>1500㎡	福岡県	A	劇場、映画館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			B	ホテル、旅館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			C	病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			D	百貨店、マーケット	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			E	共同住宅				○											
			F	飲食店等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			G	有床診療所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			J	有床診療所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			K	有床診療所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			L	就寝用福祉施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
I	飲食店等<※1> ・地階又は3階以上の階のA>1000㎡<※> ・2階のA≥500㎡ ・A≥3000㎡(Aが避難階のみにあるものは除く)	福岡県	A	劇場、映画館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			B	ホテル、旅館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			C	病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			D	百貨店、マーケット	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			E	共同住宅				○											
			F	飲食店等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			G	有床診療所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			J	有床診療所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			K	有床診療所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			L	就寝用福祉施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
K・L・M	就寝用福祉施設<※2> ・地階又は3階以上の階のA>1000㎡<※> ・2階のA≥300㎡ 上記規模以外で、当該用途の床面積が2000㎡を超える建物は防火設備のみ対象	福岡県	A	劇場、映画館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			B	ホテル、旅館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			C	病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			D	百貨店、マーケット	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			E	共同住宅				○											
			F	飲食店等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			G	有床診療所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			J	有床診療所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			K	有床診療所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			L	就寝用福祉施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
N	体育館、博物館、美術館等<※3> ・3階以上の階のA>1000㎡<※> ・A≥2000㎡(Aが避難階のみにあるものは除く)	福岡県	A	劇場、映画館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			B	ホテル、旅館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			C	病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			D	百貨店、マーケット	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			E	共同住宅				○											
			F	飲食店等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			G	有床診療所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			J	有床診療所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			K	有床診療所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			L	就寝用福祉施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
久留米市	共同住宅 ・H31.3.31以前に竣工したもの ・旧雇員連住宅(久留米市指定) ・H31.4.1以後に竣工したもの	久留米市	A	劇場、映画館等															
			B	ホテル、旅館															
			C	病院															
			D	百貨店、マーケット															
			E	共同住宅															
			F	飲食店等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			G	有床診療所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			J	有床診療所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			K	有床診療所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			L	就寝用福祉施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
大牟田市	共同住宅 ・H31.3.31以前に竣工したもの ・旧雇員連住宅(久留米市指定) ・H31.4.1以後に竣工したもの	大牟田市	A	劇場、映画館等															
			B	ホテル、旅館															
			C	病院															
			D	百貨店、マーケット															
			E	共同住宅															
			F	飲食店等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			G	有床診療所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			J	有床診療所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			K	有床診療所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			L	就寝用福祉施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			

<※>上記の用途・規模で、かつ建築基準法第6条第1項第一号に該当する建物が定期報告の対象となります。

【記載内容の凡例】

- A: 当該用途の床面積
- ・地階又は3階以上の階のA>1000㎡
- ・地階又は3階以上の階にある当該用途の床面積が1000㎡超
- ・2階のA≥300㎡
- ・2階の当該用途の床面積が300㎡以上
- ・地階又は3階以上の階にAを含み、かつA>3000㎡
- ・地階又は3階以上の階に当該用途があり、かつ建物全体で当該用途の床面積が3000㎡超
- ・階数が3以上 かつ A>3000㎡
- ・階数が3以上(地階も階数に含みます)で、かつ建物全体で当該用途の床面積が3000㎡超

設備とは
建築物(共同住宅は除く)に設けられた建築設備のうち、機械換気設備、機械排煙設備、非常用の照明装置が報告対象となります。

防火とは
建築物(共同住宅は除く)に設けられた防火設備のうち、延焼防止のため設けられた防火扉(随時閉鎖式)、防火シャッター、耐火スクリーン、ドレンチャーなどの防火設備が報告対象となります。

報告時期は特定行政庁により異なりますのでご注意ください。